特記仕様書

第１条（総則）

１．本業務は，本仕様書によるほか，本仕様書に定めのない事項については，「徳島県土木工事共通仕様書　平成28年7月」によるものとする。

第２条（現場責任者）

１．受注者は，公共施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書第６条第１項に基づき，「現場責任者届」を契約後７日以内（７日以内に現場作業を開始する場合は，作業開始の前日まで）に監督員へ提出し，確認を受けなければならない。

なお，この「現場責任者届」の提出後，その内容を変更しようとする場合は，監督員と協議しなければならない。また，監督員との協議により変更が認められたときは，変更日から７日以内に監督員に変更した「現場責任者届」を提出し，確認を受けなければならない。

２．受注者は，前項の「現場責任者届」に次のものを添付しなければならない。

(1) 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)

＜直接的な雇用関係＞

現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり，在籍出向者や派遣社員は含まない。

(2) 資格が，建設業法第７条第２号ハ及び第１５条第２号イ，ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを，建設業法第７条第２号イ，ハ及び第１５条第２号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

第３条（業務工程表）

１．受注者は，契約後７日以内（７日以内に現場作業を開始する場合は，作業開始の前日まで）に，設計図書に基づいて業務工程表を所定の様式により作成し，監督員に提出しなければならない。

２．受注者は，契約変更時の残期間が３０日未満となる場合，工程に影響がない軽微な数量の増減となる場合の変更工程表について，監督員への提出を省略することができる。ただし，監督員から提出の指示がある場合については，省略することができない。

第４条（業務中の安全確保）

１．受注者は，土木工事安全施工技術指針（平成21年国官技第333号），建設機械施工安全技術指針（平成17年国官技第333号，国聡施第190号）を参考にして，常に業務の安全に留意し，現場管理を行い，災害の防止を図らなければならない。ただし，これらの指針は，当該業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

２．受注者は，建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年建設省経建発第1号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

３．受注者は，維持業務に使用する建設機械の設定，使用等について，設計図書により建設機械が指定されている場合は，これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし，より条件に合った機械があるときは，監督員の承諾を得て，それを使用することができる。

４．受注者は，輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため，重機回送時の高さ，移動式クレーンのブームの格納，ダンプトラックの荷台の下ろし等について，走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

５．受注者は，トラック（クレーン装置付）を使用する場合は，上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置，ブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお，当面は，経過措置期間とするが，この期間においても使用に努めなければならない。

６．受注者は，業務現場付近における事故防止のために一般の立入りを禁止する場合は，その区域に，柵，立入禁止の表示板等を設けなければならない。

７．受注者は，業務期間中，安全巡視を行い，業務区域及びその周辺の安全を確保しなければならない。

８．受注者は，業務着手後，作業員全員の参加により月当たり，半日以上の時間を割当て，次の各号から実施する内容を選択し，作業月において安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
(2) 本業務内容等の周知徹底
(3) 業務安全に関する法令，通達，指針等の周知徹底
(4) 当該業務における災害対策訓練
(5) 当該業務現場で予想される事故対策
(6) その他，安全・訓練等として必要な事項

９．受注者は，業務着手前に業務の内容に応じた安全教育，安全訓練等の具体的な実施計画を作成しなければならない。また，監督員が特に指示する場合には，監督員に提出しなければならない。

１０．受注者は，安全教育，安全訓練等の実施状況について，「安全訓練等実施報告書」により，監督員に提出しなければならない。

１１．受注者は，災害発生時においては，第三者，作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし，応急措置を講じるとともに，直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。

第５条（後片付け）

１．受注者は，業務の完了に際して，一切の受注者の機器，余剰資材，残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去するとともに，現場及び業務にかかる部分を清掃し，整然とした状態にしなければならない。

第６条（事故報告書）

１．受注者は，業務の履行中に事故が発生した場合には，直ちに監督員に通報するととも

に，監督員が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までに，提出しなければならない。

第７条（諸法令の遵守）

１．受注者は，当該業務に関する諸法令を遵守し，業務の円滑な進捗を図るとともに，諸法令の適用・運用は受注者の責任において行わなければならない。

第８条（地域住民等への対応）

１．受注者は，業務の実施に当たり，地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

２．受注者は，地元関係者等から業務の履行に関して苦情があり，受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

３．受注者は，業務の履行上必要な交渉を，自らの責任において行わなければならない。また，交渉に先立ち，監督員に連絡の上，これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

第９条（業務時期及び業務時間の変更）

１．受注者は，設計図書に業務時間が定められている場合で，その時間を変更する必要があるときは，あらかじめ監督員と協議するものとする。

２．受注者は，設計図書に業務時間が定められていない場合で，官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは，事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。

３．受注者は，官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは，監督員が指示する様式（事故等発生時連絡者届出書）により，作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。

第１０条（廃棄物の処理及び処分）

１．受注者は，廃棄物の処理及び処分にあたって，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し，受注者の責任において，適正に処理及び処分を行うものとする。

第１１条（一般廃棄物の搬出）

１．一般廃棄物の運搬について，下請（再委託）しようとする場合は，事前に監督員と協議し，承諾を得るとともに，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項に基づく一般廃棄物の収集運搬業の許可証の写しを提出すること。

２．流木分別の際，一般廃棄物（缶，プラ等）が発生した場合は，次に掲げる場所へ搬出すること。

また，完了時においては，処分(処理)状況の分かる写真を提出すること。

一　一般廃棄物（缶，プラ等）

イ　受 入 場 所：勝浦郡上勝町福原字下日浦１８－１　日比ヶ谷ゴミステーション

ロ　受 入 条 件：上勝町が指定するゴミの分別方法により分別を行う。

第１２条（施工管理等）

１．作業状況写真は，同一箇所で施工前・施工状況・施工後を対比させて添付するものとする。

２　完了時は，監督員の確認を受けること。

第１３条（その他）

１．本仕様書に定めのない項目については，監督員と受注者が協議して定めるものと　する。